

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 工事名称 伊勢市小俣町地内工作物解体撤去等工事
- (2) 工事場所 伊勢市小俣町元町304番1
- (3) 工事概要 工作物内の廃棄物の処分及び工作物解体撤去等
- (4) 工事期間 契約締結日から平成30年2月28日まで
- (5) 証明書等の受領期限 平成29年10月11日(水曜日) 17時00分
- (6) 入札執行の日時及び場所 平成29年10月17日(火曜日) 10時00分 東海財務局津財務事務所2階会議室

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成29・30年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分「とび・土工・コンクリート工事」のB等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

なお、平成29年10月4日(水)10:30~12:00、13:00~15:30の間に現地確認を実施しますので、必ず参加すること。

※現地確認に参加されない場合は、入札に参加できません。

3. 契約条項等を示す場所及び入札参加申込み

問い合わせ先：東海財務局津財務事務所管財課(電話:059-225-7225) 三重県津市桜橋二丁目129

受付場所：東海財務局津財務事務所管財課(電話:059-225-7225) 三重県津市桜橋二丁目129

入札参加を希望する者は、平成29年10月11日(水曜日)までに受付場所にて入札説明書等を受領すること。なお、入札説明書等について郵送による配付を希望する場合は、上記受付場所に電話連絡の上、540円切手を貼付した角2号返信用封筒(宛先を記載すること。)を受付場所へ送付すること。

また、上記受付場所へ証明書等の提出を行うこと。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

4. 入札保証金 全額免除する。

5. 契約保証金 納付(契約保証金には利子を付さない)。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

6. 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者が行った入札、入札説明書及び入札心得書等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該入札内訳書を提出した者の入札を無効とする。

7. 入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9. 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10. その他

- (1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、証明書等の受領期限までに認定を受けなければならない。
- (2) 詳細は入札説明書による。

以上公告する。

平成29年9月20日

分任支出負担行為担当官

東海財務局津財務事務所長 黒田 浩二